

# くらしの安心情報

情報ファイル NO.190

平成30年5月10日

「訴訟最終告知のお知らせ」と書かれた心当たりのないハガキが届き、電話をかけたらず弁護士を紹介され、10万円で和解できると言われたが...

## 相談内容

【相談者 50代 女性】

法務省管轄支局というところから「訴訟最終告知のお知らせ」と書かれたハガキが届きました。訴訟最終取下げ期日が2日後とあり、慌てて記載の番号に電話をしてしまいました。関東圏の弁護士を紹介されたので連絡すると、「10万円で訴訟を取下げることができ。和解したら10万円は戻ってくる」と言われ、送金方法を教えられました。どうしたらよいのでしょうか？

## 対処方法

ハガキやメール・SMS(ショートメッセージサービス)を使った架空請求が依然として増え続けています。連絡しないと法的措置をとる等と不安にさせるもの、弁護士を名乗る者が登場する劇場型、大手通販サイト等の実在の事業者をかたって誤認させるもの等 様々な方法でお金を支払わせようとしています。

- ・相談者にはいろいろな名目でお金を請求されても、身に覚えがなければ、決して支払わず、これ以上自分から絶対に連絡しないこと、自分の個人情報を知らせないこと、相手からの連絡は無視するよう助言しました。
- ・コンビニやATMに行くよう指示されても、決して応じないようにしましょう。
- ・不安に思ったり、万が一トラブルにあった場合には、すぐに消費生活センターや警察へ相談しましょう。(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」)  
(警察相談専用電話「#9110」)



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は... TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631  
076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)  
高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)  
FAX: 0766 - 25 - 2890